

平成25年度 事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	市民聖苑やすらぎのさと管理						継続									
コード	24	-	22	-	02	-	00	予算事業名	市民聖苑やすらぎのさと管理							
担当部署	市民部		市民課		庶務担当			予算事業コード	会計	10	款	04	項	01	目	14

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)			位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない	
基本目標(章)	6章	人と人のつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち	実施計画事業名	なし		
方向性(節)	2節	安全で安心な暮らしの確保	個別計画等の名称	なし		
施策	6	葬祭事業の充実	当事業に関連する事務事業	なし		
細施策	3	市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実				
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市民聖苑やすらぎのさと条例、川越市民聖苑やすらぎのさと条例施行規則					

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	市民の方を対象に、市民聖苑の式場や祭壇を提供して、一定の金額の範囲内で標準的葬儀を行ってもらうことにより、利用者の経済的負担の軽減を図る。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	通夜、告別式、精進落とし及び年回忌法要等の場所を提供する。また、ご遺体を安置するための霊安室を提供する。施設の運営及び管理は、指定管理者制度をとっている。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	176,702	169,118	153,194	151,636	151,629	
(25年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	154,388	152,957	152,820	148,642	151,000	194,682
人件費 B	3,669	3,669	3,669	3,669	3,669	3,669
総コスト(C=A+B)	158,057	156,626	156,489	152,311	154,669	198,351
正規職員(1年間の従事人数)	0.50人	0.50人	0.50人	0.50人	0.50人	0.50人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源 E	75,341	58,870	80,076	76,663	81,225	82,000
市の財政負担(=C-D-E)	82,716	97,756	76,413	75,648	73,444	116,351

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
成果	通夜施設利用率	%	90.9	91.8	92.5	89.3	90.0	27年度 90.0
	指標の定義・説明	通夜における、施設の年間稼働率						
成果	告別式施設利用率	%	91.7	92.5	93.3	90.8	90.0	27年度 90.0
	指標の定義・説明	告別式における、施設の年間稼働率						
成果	市民死亡者のやすらぎのさと利用率	%	52.8	50.0	47.2	43.9	50.0	27年度 55.0
	指標の定義・説明	市民死亡者に対する、市民の方がやすらぎのさとを利用して告別式を行った件数の割合(年間)						
成果	指定管理料	千円	140,940	136,980	139,349	139,288	140,254	27年度 135,000
	指標の定義・説明	指定管理者に対する指定管理業務委託金額						
指標に基づく評価		式場の年間利用率は90%に近く、広く利用されている。コスト面では平成18年度から指定管理者制度を導入し、全体的に削減を図ることができている。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
式場は広く利用されているが、式場予約の状況をみていると、必ずしも葬家の希望した日時又は式場にて実施できないケースも生じていると思われる。また、死亡者が増加する冬季は、1週間以上の「式場待ち」が発生している。さらに、家族葬が増加傾向にあることから、小規模式場の設置希望も多く寄せられている。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
葬祭式場を持つ県内市町村と式場数 さいたま市(3)、熊谷市(2)、行田市(1)、所沢市(4)、上尾市(3)、越谷市(4)、三郷市(2)、春日部市(1)、富士見市(3)、秩父市(4)、本庄市(1)、東松山市(2)、鴻巣市(2)、飯能市(1)、加須市(2) ※()内が式場数	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
平成12年の開苑以来、公共の葬祭施設として安心して利用できるとの理解が広まっている。これからは、死亡者がさらに増加することが見込まれているため、事業の廃止・縮小は、葬家にとって民間の式場を利用しなければならなくなり、葬儀費用の負担を増やすことになる。	

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		市民部				市民課	庶務担当
事務事業名称		24	22	02	00	市民聖苑やすらぎのさと管理	
今後3年間の方向性	25年度	継続 やすらぎのさとには稼働率が高く、広く利用されていると考える。しかしながら、小規模な式場のニーズが増加していること、あるいは、死亡から告別式までの待ち日数をみると1週間以上空いているケースも見られる。こういった問題点について検討していく必要がある。					
	26年度	継続					
	27年度	継続					